1930～1940年代

戦争から日本国憲法公布

国家の危機を越えて築かれた、社会保障の基盤

戦時体制から敗戦へと社会が揺れる中、健保組合は拡大する適用と給付を現場で支えました。1943年には健保連が公法人として設立。1946年、日本国憲法第25条により、社会保障の向上・増進に関する国の責務が明文化されました。

1938

厚生省創設

国民の健康や生活を担う行政機関として厚生省が創設されました。戦時体制下で、医療保険の適用範囲や給付の拡大が進められました。



写真：毎日新聞社／アフロ

1943

4月29日、健康保険組合連合会発足（設立総会は5月5日）

診療費の支払いをはじめ、結核療養所、総合運動場等の経営も行っていました。



1946

11月3日、日本国憲法公布

第25条に「生存権」が定められ、社会保障・公衆衛生の向上と増進に関する国の責務が明文化されました。